

会議名	第11回(令和7年度第2回) 歴史的風致維持向上協議会
日時	令和7年1月16日(金)10:00～12:00
場所	長崎市役所17階中会議室
議題	1 開会 2 会長挨拶 3 協議 第1号議案 長崎市歴史的風致維持向上計画変更について 4 報告 第1号報告 旧長崎英国領事館の開館について 5 閉会
審議結果	審議結果 (1)第1号議案:原案のとおり異議なし <第1号議案> 主な質疑応答 【委員】 ・中国文化と町人文化の範囲は重複している状況です。例えば、聖福寺や福済寺は飛び地のような扱いはできないのか。 【事務局】 ・中国文化の範囲は町人文化の範囲内に含まれているが、それぞれの風致を維持するために指定しており、補助事業に関しては重点区域内全て対象となる。 【委員】 ・第6章2(1)の歴史的建造物の保存・活用の町家に関して、東側は指定をしていて、北側の指定がない(炉粕町等)。考えがあるのか。 【事務局】 ・町家の事業に関しては、別の所属の所管となっているが、現時点では、町家事業の対象となるエリアを見直すことは考えてない。 ・ただし、今回国の補助事業がある。例えば、町家の事業のエリア外については、重点区域であれば対象になるという考え方もできるため、国と情報共有をしながら面的な整備ができないか研究していきたいと考えている。 【委員】 ・市民への周知についてはどう考えているか。 【事務局】 ・文化観光部とも連携して周知方法等考えていきたい。 【委員】 ・重点区域はそれぞれの歴史的風致で重なっているのか。 花月等の丸山エリアに関しては中国文化との結びつきが強いがどのように整理してあるのか。 【事務局】 ・重点区域はそれぞれの歴史的風致で重なっている。 ・歴史的風致の区域設定は、文化財等の建物だけでなく、現在も続く営みが重要であり、くんちの踊町の範囲や精霊流しの主要ルート、中国盆、ランタンフェスティバルの装飾の範囲など総合的に判断して計画策定当時設定している。 【委員】 ・5章の国指定重要無形民俗文化財(長崎くんちの奉納踊り)の保存活用等の記載があるが、具体的にはどのような内容か。重点区域の拡大に伴って追加している区域で新たに何かアクションを行うものではないのか。 【事務局】 ・長崎市で実施している事業について、新たに重点区域が追加されるという部分について、追記をしたという形。 【委員】 ・エリアを決めることも重要であるが、傷んだ文化財等をチェックする等の動きはないのか。 【事務局】 ・文化財の整備等を行う場合は、所有者の費用負担が出てくる。しかし、今回の制度拡充により、所有者の負担を大幅に軽減できる可能性もあるため、所有者と相談しながら、修復に向けたアドバイスを強化していきたいと考えている。

【委員】

・結局、市民にとっての直接的なメリットは何か。個人負担が軽くなる等の部分があるのか。

【事務局】

・国から直接的に民間事業者に補助ができる制度ができている部分がメリットとなるのではないかと考える。

【委員】

・コロナ禍前程度に旅行客が回復し、またニューヨークタイムズで行くべき都市に長崎市が選ばれるなど注目されている中、このように重点区域を広げて面的な整備がなされることで安全安心に回遊できることとなり、観光の観点から非常に重要な取り組みだと思われるので賛成であり、観光部局とも連携して進めてほしい。

【委員】

・居留地で歴史的風致がきっかけで協議会ができ、自分たちが協議したことが形になった（さざなみ広場など）ことが一番の喜びだった。他の地域でも、同じように協議会ができ、同様の成功体験が生まれてほしい。

【委員】

・重点区域を拡大して、協議会を作るということだが、どの様に進めて行くのか。

【事務局】

・居留地は元々母体となるものがあつたが、他の地区に関しては大きな課題と考えている。しかし、それぞれの地区で協議体などがあり、今後の合意形成の仕方などは検討していきたい。

【委員】

・観光客が増えても「映画の中のセット」のような街ではなく、本当の歴史を味わえる街にする必要がある。路面電車の乗り場に人が溢れている現状など、受け入れ態勢の課題もこの計画の中で解決していく姿勢を見せてほしい。

【事務局】

・観光客の受け入れ態勢に関しては非常に重要な視点であるので、観光部局とも連携し、総合的に考えていく。

<第1号報告>

【委員】

・市民への周知と活用の予定は？

【事務局】

・オープニングセレモニーの公募には定員の30倍程の応募があつた。前日までに内覧会を行いテレビ中継、SNS等で発信を強める。

【委員】

・令和8年度の来館目標数と活用計画について。

【事務局】

・来館目標は35,000 人／年（東山手13番館：2～3万人程度参考）

・附属屋棟及び職員住宅に関しては、その他の市有の洋館と併せて民間活用を検討していく。

<その他>

【委員】

・南山手において建物用途の緩和を行い、ホテル等を建てられるようにしているようだが、建物の床面積上限を1,500 m²以内としており、大きすぎると考えている。また用途の緩和をするのであれば、何らかの条件でこれをすればこの分の緩和を行う等の条件を付けた方が良いのではないか。

・建物の高さ規制が10mで伝建地区の条件で屋根を設置すると勾配がかなり緩くなり瓦も設置できなくなるので、伝建地区の規制内容も変更するべきではないか。

【事務局】

・この場での回答はできないため、ご意見ということで関係各課に話をしていきたい。

・どの規模までは自動的な緩和か、どこからは審査が必要かという仕組みについて、今回の意見を踏まえて検討していく。